

第 1 編

行政法総論

1

行政法とは

第1. 行政法で学ぶこと

 総合 3頁

➡ 総合講義で扱う

第2. 行政の意義・種類

 総合 4頁

1. 行政の意義

(1) 控除説

国家作用の中から、法規を定立する作用としての立法作用、法を適用して具体的な紛争を解決する司法作用を除いたもの

(2) 積極説

法の下に法の規制を受けながら、現実具体的に国家目的の積極的実現を目指して行われる全体として統一性をもった継続的な形成的国家活動

2. 行政の種類

 総合 4頁

➡ 総合講義で扱う

2

公法と私法

総合 5頁

第1. 公法私法二元論

➡ 総合講義で扱う

総合 6頁

第2. 行政上の法律関係と私法の適用

1. 民法と行政法令が整合しない場合

判例 最判平元.9.19【百選 I 8】～相隣関係と建築基準法～ 予H29-14-

イ

事案：Xは甲土地を所有し、Yは乙土地を所有している。右両土地は、本件境界線を境界として、相隣接している。Yは、昭和51年4月ころ、Xの了解を求めることなく、乙土地上に、本件境界線から50cmの距離内に鉄骨造3階建て建物（以下「丙建物」という）を建築し始めた。甲土地及び乙土地付近は準防火地域に指定されており、丙建物の外壁は耐火構造である

XはYに対し、丙建物の建築は民法234条1項に違反するとして、丙建物のうち本件境界線から50cmの範囲内にある部分の取去を求めた。これに対しYは、建築基準法65条（平成30年改正後は63条）の規定により、境界線から50cm離さないで建築することも許される、と主張し、民法234条1項と建築基準法の優先関係が争点となった

要旨：「建築基準法65条は、防火地域又は準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨規定しているが、これは、同条所定の建築物に限り、その建築については民法234条1項の規定の適用が排除される旨を定めたものと解する」

「建築基準法65条は、耐火構造の外壁を設けることが防火上望ましいという見地や、防火地域又は準防火地域における土地の合理的ないし効率的な利用を図るという見地に基づき、相隣関係を規律する趣旨で、右各地域内にある建物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができることを規定した……。すなわち、第1に、同条の文言上、それ自体として、同法6条1項に基づく確認申請の審査に際しよるべき基準を定めたものと理解することはできないこと、第2に、建築基準法及びその他の法令において、右確認申請の審査基準として、防火地域又は準防火地域における建築物の外壁と隣地境界線との間の距離につき直接規制している原則的な規定はない（建築基準法において、隣地境界線と建築物の外壁との間の距離につき直接規制しているものとしては、第1種住居専用地域内における外壁の後退距離の限定を定めている54条の規定があるにとどまる。）から、建築基準法65条を、何らかの建築確認申請の審査基準を緩和する趣旨の例外規定と理解することはできない」「同条は、建物を建築するには、境界線から50センチメートル以上の距離を置くべきものとしている民法234条1項の特則を定めたものと解して初めて、その規定の意味を見いださう」

「乙土地は準防火地域に指定され、丙建物の外壁は耐火構造であるというのであるから、建築基準法65条により、丙建物の建築は、本件土地部分においても許容される」

☑ 建築基準法65条所定の建築物については民法234条1項は適用されない

☑ 建築基準法65条の解釈とその内容

☑ 本件のあてはめ

2. 行政上の法律関係に民法の適用があるか

(1) 消滅時効

公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間について

判例 最判平17.11.21【百選 I 27】

要旨：「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係といふべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。」とする

(2) 信義則

判例 最判昭59.12.13【百選 I 7】 ～公営住宅と信頼関係の法理～ 司

H18-25-ウ,予R1-13-I,R6-13-I

 総合 30頁

事案：原告X（東京都）は公営住宅法及び東京都営住宅条例に基づき、被告Yに対して本件公営住宅の使用を許可し、賃貸した。Yは、本件公営住宅に、Xに無断で建物を増築した（以下「本件増築」という）。XはYに対して期間を定めて本件増築の原状回復の履行の催告をしたにもかかわらず、Yが履行をしなかった。Xは、本件増築は本件公営住宅の明渡事由に該当するとして、Yに対して使用許可を取り消し、本件公営住宅の明渡しを請求した（民事訴訟）。これに対しYは、本件公営住宅の使用関係には信頼関係の法理の適用があり、本件増築についてXとYとの信頼関係を破壊するとは認め難い特段の事情が存在するため、明渡請求は認められないと反論した

要旨：「公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえない……が……、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（1条、2条）、家賃（1条、2条、12条、13条、14条）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかである」「したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。」「法及び条例の規定によれば、事業主体は、公営住宅の入居者を決定するについては入居者を選択する自由を有しないものと解されるが、事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、両者の間には信頼関係を基礎とする法律関係が存するものといふべきであるから、公営住宅の使用者が法の定める公営住宅の明渡請求事由に該当する行為をした場合であっても、賃貸人である事業主体との間の信頼関係を破壊するとは認め難い特段の事情があるときには、事業主体の長は、当該使用者に対し、その住宅の使用関係を取消し、その明渡しを請求することはできないものと解するのが相当である。」

☒ 公営住宅法上の使用関係に民法が適用されるか

(3) 意思表示の瑕疵

行政庁が行為をするに当たって、私人の意思表示が必要とされる場合において、その意思表示に瑕疵があった場合に民法が適用されるかについては、個別法の解釈による